

## 果樹共済重要事項説明書

この重要事項説明書は、果樹共済へのご加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要な事項をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。ここに記載した重要事項のほか、ご契約に関する事項は「ホームページの定款や共済規程等」に掲載していますのでご確認ください。

なお、ご不明の点等がございましたら最寄りの組合支所（NOSA I 宮城の概要ページ参照）にご連絡ください。

重 要 事 項	詳細 ページ
<p>1 加入申し込みによる共済関係（契約）の成立 加入される方が果樹共済加入申込書に必要事項を記入・押印して申し込み、組合が承諾したときに契約が成立します。</p>	P 3
<p>2 共済目的の種類及び加入方式 加入できるのは、りんごとなしの2種類で、加入者が引受方式を選択できます。</p>	P 3
<p>3 共済金額（補償額） 加入した樹種、引受方式、品種、樹齢により算定されます。</p>	P 4
<p>4 共済責任期間（補償期間） 減収総合一般方式：花芽の形成期から翌年の果実の収穫までです。 減収総合短縮方式・特定危険方式：発芽期から当年産の収穫までです。</p>	P 5
<p>5 共済事故（共済金支払対象事故） 減収総合一般・短縮方式：風水害、干害、寒害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害、鳥獣害による果実の減収 特定危険（暴風雨方式）：暴風雨による果実の減収 特定危険（2点セット方式）：暴風雨又は降ひょうによる果実の減収 特定危険（3点セット方式）：暴風雨又は降ひょう、凍傷・降霜による果実の減収 ※暴風雨は、最大風速 13.9m/s 以上または最大瞬間風速 20m/s 以上をいいます。</p>	P 5
<p>6 共済金の支払額 共済事故による損害が発生したときに被害申告していただきます。組合で損害評価を行い、評価結果に基づき共済金を算定します。 共済金の算定方法は、引受方式・補償割合ごとに異なります。</p>	P 6
<p>7 損害発生のお知らせ 加入した果樹に損害が発生したときは、遅滞なく組合に連絡ください。</p>	P 8
<p>8 損害防止の義務 加入した果樹について、通常の管理、損害防止を行うとともに、事故が発生したときは、その防止、軽減に努めてください。努めを怠ったときは、被害に係る減収量から防止、軽減できたと認められる減収量（分割減収量）を差し引くことがあります。</p>	P 8

<p>9 共済金が支払われない場合 共済事故による損害であっても、共済金が支払われない場合があります。</p>	<p>P 8</p>
<p>10 告知義務違反による共済関係の解除 加入申込みの際に、組合が告知を求めたものについて、事実を正確に伝えなかった場合、共済関係を解除することがあります。</p>	<p>P 9</p>
<p>11 共済掛金不払いによる共済関係の解除 契約成立後であっても、払込期限までに共済掛金が納入されない場合、共済関係を解除します。</p>	<p>P 9</p>
<p>12 重大事由による共済関係の解除 重大事由により、共済関係を解除する場合があります。</p>	<p>P 9</p>
<p>13 共済責任期間中の通知義務 契約後、申込書に記載された内容に変更があった場合、速やかに組合へ連絡ください。通知がない場合、契約を解除し、共済金が支払われない場合があります。</p>	<p>P 9</p>
<p>14 その他の重要事項 組合の財務状況によっては、共済金の金額を削減する場合があります。</p>	<p>P 9</p>

## ＜果樹共済の説明書(詳細ページ)＞

### 1 加入申し込みによる共済関係(契約)の成立

果樹共済の契約は、加入される方が、別途定めている果樹共済加入申込書（以下「加入申込書」といいます。）に、必要事項を記入・押印して組合に申込み、組合がその申込みを承諾したときに成立します。

なお、加入申込書には、加入される樹園地の全てについて、事実をありのまま正確に記入されるようお願いします。記入内容が事実と異なるときには、契約の解除や共済金をお支払いできなくなる場合がありますので、特に、留意願います。

加入申込書の提出後、記入内容の誤りに気付いたときは、速やかに組合〇〇支所（電話 000-0000）までご連絡下さい。

### 2 共済目的の種類及び加入方式

#### (1) 共済目的の種類

加入できる共済目的は、りんご、なしの2種類です。

#### (2) 加入方式

次の10種類から、加入される方の選択によりいずれか一つの収穫共済に加入できます。

種 類		内 容	
半相殺方式 (農家単位で被害園地の減収分のみにより損害を把握する収穫共済)	減収総合方式	一般方式	果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済のうち短縮方式以外の収穫共済
		短縮方式	果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済のうち短縮共済責任期間の収穫共済
	特定危険方式	減収暴風雨方式	最大風速 13.9メートル毎秒以上の暴風雨又は最大瞬間風速 20.0メートル毎秒以上の暴風雨(以下「暴風雨」といいます。)による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済
		減収暴風雨・ひょう害方式	暴風雨、降ひょうによる果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済
		減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式	暴風雨、降ひょう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済
	樹園地単位方式 (被害園地ごとに損害を把握する収穫共済)	減収総合方式	一般方式
短縮方式			果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済のうち短縮共済責任期間の収穫共済
特定危険方式		減収暴風雨方式	最大風速 13.9メートル毎秒以上の暴風雨又は最大瞬間風速 20.0メートル毎秒以上の暴風雨(以下「暴風雨」といいます。)による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済
		減収暴風雨・ひょう害方式	暴風雨、降ひょうによる果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済
		減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式	暴風雨、降ひょう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済

(3) 共済目的の種類等及び共済目的の種類等の細区分

果樹の収穫共済では、共済目的の種類を、品種及び栽培方法に応じて、さらに区分しています。その区分を共済目的の種類等および共済目的の種類等の細区分とし、次のとおり定めています。

共済目的の種類	類区分	細区分	対象品種
りんご	1類		つがる、さんさ、きたかみ、あかね、きおう、祝、旭、未来ライフ、その他1類に属する品種
	2類	1群	陽光、あかぎ、千秋、ジョナゴールド、世界一、はつあき、北斗ひめかみ、秋映、ひろさき早生ふじ、昂林、静香、新世界、紅將軍、やたか、シナノスイート、清明、涼香の季節、こうたろう、きたろう
		2群	紅玉、恵、陸奥、レッドスパーク、イエロースパーク、ウエルスパーク、ハックナイン、デリシャス、リチャードデリシャス、スターキングデリシャス、ゴールデンデリシャス、レッドキング、レッドゴールド、スタークリームゾン、その他2類に属する品種（1群に属する品種を除く）
3類		玉林、ふじ、天星、群馬名月、メロー、あいかの香り、こうとく、こうこう、シナノゴールド、王鈴、国光、印度、東光、金星、青り3号、その他3類に属する品種	
なし	1類	1群	幸水
		2群	新水、八雲、筑水、長寿、その他1類に属する品種（1群に属する品種を除く）
	2類	1群	豊水、秋水、その他2類に属する品種（2群に属する品種を除く）
		2群	二十世紀、長十郎、新星、秀玉、あきあかり、はつひめ、アップー、吉香、あきづき、南水
	3類		新高、豊月、早生赤、晩三吉、新興

3 共済金額(補償額)

半相殺方式による契約額（以下「共済金額」といいます。）は、加入申込みのときに加入される共済目的の種類等（＝類区分）ごと及び組合員ごとに、果実の単位（1kg）当たり価額に樹園地ごとの標準収穫量の合計に相当する数を乗じて得た金額（「標準収穫金額」といいます。）に100分の60を乗じて得た金額を下らず100分の70（特定危険方式にあつては100分の80）を超えない範囲内において、加入される方が、申し出た金額です。

また、樹園地単位方式による共済金額は、加入申込みのときに加入される共済目的の種類等（＝類区分）ごと及び樹園地ごとに、果実の単位（1kg）当たり価額に当該樹園地の標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額（「標準収穫金額」といいます。）に100分の50を乗じて得た金額を下らず100分の60（特定危険方式にあつては100分の70）を超えない範囲内において、加入される方が、申し出た金額です。

なお、果実の単位当たり価額は、細区分ごとに、毎年、農林水産大臣の告示額により決定しています。

共済金額の基礎となる標準収穫量は、次の(1)から(4)までの手順により算定し、組合が決定しています。

(1) 標準収量表案の作成

果樹共済事業を実施する果樹について、農林水産統計資料その他関係機関が作成した資料並びに最近年の樹齢別面積、新植面積、植栽本数、見込収穫量等の調査結果等を基礎として、収穫共済の共済目的の種類等ごとに10アール当たり及び1本当たりの樹齢別標準収穫量を記載した標準収量表案及び樹齢別10アール当たり及び1本当たり標準収穫量グラフ案を、組合が3年ごとに作成し、県知事に報告しています。

ただし、同一の収穫共済の共済目的の種類等たる果樹であっても品種、組合の区域を分けた地域又は栽培条件（地形等）、植栽形態（密植栽培、わい化栽培等）等の要因により平均単位当たり収穫量に格差があると認められるときは、その要因別に標準収量表案を作成することになっています。

上記の標準収量表案のことを簡単に申し上げるとするなら、組合管内の果樹について、10アール当たり収穫量の高低に応じて、結果樹面積がどのように分布しているか、その状況を整理したものと言うことができます。

#### (2) 標準収量表の決定

組合から報告された標準収量表案及び標準収穫量グラフ案を検討した上で、県知事が組合の標準収量表及び標準収穫量グラフ案を決定し、組合に通知しています。

#### (3) 年産別標準収量表の作成

果実の年産ごと、組合ごと及び収穫共済の共済目的の種類等ごとに、県知事が、次式により年産別適用係数を算出し、組合に通知しています。

$$\text{年産別適用係数} = \frac{\text{県知事が定めた当該年産の単位（10アール）当たり収穫量}}{\text{標準収量表から得られる収穫共済の共済目的の種類等ごとの平均10アール当たり収穫量}}$$

組合は、県知事から通知のあった年産別適用係数を組合の当該収穫共済の共済目的の種類等（＝類区分）に係る標準収量表に適用して、当該年産に係る標準収量表を作成しています。

#### (4) 標準収穫量の決定

組合は、(3)の年産別標準収量表に基づき、果樹の年産ごと及び当該細区分等たる果樹の栽培を行なう樹園地ごとに標準収穫量設定の基礎となる数量を定めています。

さらに、組合は、標準収穫量設定の基礎となる数量及び次の事項を参酌して標準収穫量を決定しています。

①当該樹園地の当該細区分等たる果樹に係る損害評価実績

②申込者に係る細区分等たる果樹について高接ぎ、樹体の損傷等があった場合には、台木の樹齢高接ぎの方法、高接ぎ後の経過年数、樹体の損傷程度、損傷後の経過年数等

ただし、減収総合短縮方式並びに特定危険方式の申込者についての当該樹園地の当該細区分等に係る標準収穫量は、花芽の形成期から発芽期までの期間内（共済責任期間開始前）において、果実の減収をもたらすと見込まれる被害が発生していると認められる場合は、当該期間内に被害がなかった値を1とし、この1から当該樹園地における現地調査により算定したその期間内における被害割合を差し引いて得た割合を乗じて得た値としています。

### 4 共済責任期間(補償期間)

事故が発生したときの補償期間（以下「共済責任期間」といいます。）は、次のとおりです。

減収総合一般方式 ----- 花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期間です。

減収総合短縮方式及び特定危険方式 ----- 発芽期から当該発芽期の属する年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間です。

### 5 共済事故(共済金支払対象事故)

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故（以下「共済事故」といいます。）は、次のとおりとなっています。

(1) 減収総合一般方式及び減収総合短縮方式の共済事故は、次に掲げる災害による果実の減収です。

- ① 風水害、干害、寒害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害
- ② 火災

- ③ 病虫害
- ④ 鳥獣害

- (2) 減収暴風雨方式の共済事故は、暴風雨による果実の減収のみです。
- (3) 減収暴風雨・ひょう害方式の共済事故は、暴風雨、降ひょうによる果実の減収のみです。
- (4) 減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式の共済事故は、暴風雨、降ひょう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収のみです。

## 6 共済金の支払額

### (1) 損害認定の対象となる損害

損害認定の対象となる損害は、半相殺方式にあつては、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び加入者ごとに共済責任期間中に発生した共済事故による果実の樹園地ごとの減収量(その樹園地の基準収穫量からその樹園地の実収穫量を差し引いて得た数量をいいます。)の合計が、当該加入者の樹園地ごとの基準収穫量の合計の3割(特定危険方式にあつては2割)を超えた損害となっています。

また、樹園地単位方式にあつては、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び樹園地ごとに共済責任期間中に発生した共済事故による果実の樹園地ごとの減収量(その樹園地の基準収穫量からその樹園地の実収穫量を差し引いて得た数量をいいます。)が、当該加入者の樹園地ごとの基準収穫量の4割(特定危険方式にあつては3割)を超えた損害となっています。

### (2) 基準収穫量の設定

組合が、加入者の樹園地ごとに定める、基準収穫量は、次の方法により定めています。

#### ① 減収総合方式

共済責任期間の開始後当該年産の果実に係る開花期までに、樹園地ごとに、園地条件、肥培管理及び隔年結果の状況を調査の上、樹園地ごとの共済金額の算定に用いた標準収穫量を土台として設定しています。

#### ② 特定危険方式

摘果終了時後、速やかに、すべての加入者の全園地について着果数を調査して、その着果数を基に設定しています。ただし、共済責任期間開始後、摘果終了時前までに共済事故により着果数が減少したと認められる場合には、周辺の無被害樹園地の着果状況等を調査し、着果数を調整しています。

### (3) 共済金支払額

果樹共済に加入した果樹に、6の(1)に規定する損害が発生したときに共済金をお支払いします。共済金の支払額は、共済金額に、次の算式による共済金の支払割合を乗じて得た金額となります。

#### ① 半相殺方式による減収総合方式及び樹園地単位方式による特定危険方式の場合

$$\text{共済金支払割合} = \frac{10}{7} \times \text{損害割合} - \frac{3}{7}$$

上記の損害割合は、次により算定します。

$$\text{損害割合} = \frac{\text{樹園地ごとの減収量の合計}}{\text{樹園地ごとの基準収穫量の合計}}$$

ただし、細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等の場合にあつては、

$$\text{損害割合} = \frac{\text{樹園地ごとの減収金額の合計額}}{\text{樹園地ごとの細区分ごとの基準収穫金額の合計額}}$$

半相殺減収総合方式及び樹園地単位特定危険方式の損害割合別共済金支払割合

損害割合 %	共済金支払割合 %	損害割合 %	共済金支払割合 %	損害割合 %	共済金支払割合 %	損害割合 %	共済金支払割合 %	損害割合 %	共済金支払割合 %
30	0	44	20	58	40	72	60	86	80
30を超え30.4	0.4	45	21	59	41	73	61	87	81
31	1	46	23	60	43	74	63	88	83
32	3	47	24	61	44	75	64	89	84
33	4	48	26	62	46	76	66	90	86
34	6	49	27	63	47	77	67	91	87
35	7	50	29	64	49	78	69	92	89
36	9	51	30	65	50	79	70	93	90
37	10	52	31	66	51	80	71	94	91
38	11	53	33	67	53	81	73	95	93
39	13	54	34	68	54	82	74	96	94
40	14	55	36	69	56	83	76	97	96
41	16	56	37	70	57	84	77	98	97
42	17	57	39	71	59	85	79	99	99
43	19							100	100

② 半相殺方式による特定危険方式の場合

$$\text{共済金支払割合} = \frac{5}{4} \times \text{損害割合} - \frac{1}{4}$$

上記の損害割合は、①の場合と同様に算定します。

半相殺特定危険方式の損害割合別共済金支払割合

損害割合 %	共済金支払割合 %	損害割合 %	共済金支払割合 %	損害割合 %	共済金支払割合 %	損害割合 %	共済金支払割合 %	損害割合 %	共済金支払割合 %	損害割合 %	共済金支払割合 %
20	0	33	16	47	34	61	51	75	69	88	85
20を超え20.4	0.3	34	18	48	35	62	53	76	70	89	86
21	1	35	19	49	36	63	54	77	71	90	88
22	3	36	20	50	38	64	55	78	73	91	89
23	4	37	21	51	39	65	56	79	74	92	90
24	5	38	23	52	40	66	58	80	75	93	91
25	6	39	24	53	41	67	59	81	76	94	93
26	8	40	25	54	43	68	60	82	78	95	94
27	9	41	26	55	44	69	61	83	79	96	95
28	10	42	28	56	45	70	63	84	80	97	96
29	11	43	29	57	46	71	64	85	81	98	98
30	13	44	30	58	48	72	65	86	83	99	99
31	14	45	31	59	49	73	66	87	84	100	100
32	15	46	33	60	50	74	68				

③ 樹園地単位方式による減収総合方式の場合

$$\text{共済金支払割合} = \frac{5}{3} \times \text{損害割合} - \frac{2}{3}$$

上記の損害割合は、②の場合と同様に算定します。

## 樹園地単位減収総合方式の損害割合別共済金支払割合

損害割合 %	共済金支払割合 %	損害割合 %	共済金支払割合 %	損害割合 %	共済金支払割合 %	損害割合 %	共済金支払割合 %	損害割合 %	共済金支払割合 %
40	0	52	20	64	40	76	60	88	80
40 を超え 40.4	0.4	53	22	65	42	77	62	89	82
41	2	54	23	66	43	78	63	90	83
42	3	55	25	67	45	79	65	91	85
43	5	56	27	68	47	80	67	92	87
44	7	57	28	69	48	81	68	93	88
45	8	58	30	70	50	82	70	94	90
46	10	59	32	71	52	83	72	95	92
47	12	60	33	72	53	84	73	96	93
48	13	61	35	73	55	85	75	97	95
49	15	62	37	74	57	86	77	98	97
50	17	63	38	75	58	87	78	99	98
51	18							100	100

### 7 損害発生の通知

加入した果樹に損害が発生したときは、遅滞なく組合に事故発生の通知をお願いします。

### 8 損害防止の義務

加入者は、加入した果樹について、通常の管理、損害防止を行なうとともに、事故が発生したときは、その防止、軽減に努めて下さい。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止・軽減できたと認められた額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示することがあることについてご留意願います。

### 9 共済金が支払われない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には、共済金をお支払いできないことがありますので、ご留意願います。

- (1) 加入者が損害防止の義務を怠ったとき
- (2) 加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき
- (3) 加入者が損害発生の通知を怠り、故意・重大な過失によって事実と反する通知をしたとき
- (4) 加入者が加入申込みの際、加入申込書に記入する事項について、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、または不実の通知をしたとき
- (5) 加入者が、加入している果樹を譲渡し、伐倒し、若しくは高接ぎしたとき又は細区分に影響する栽培方法の変更をしたことについての通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
- (6) 加入者が、第2回目の共済掛金の払い込みを遅滞したとき
- (7) 加入者が、加入した細区分に係る栽培方法をその細区分にかかる栽培方法以外のものに変更した場合、その変更の結果通常生ずべき損失の額
- (8) 加入者が植物防疫法の規定に違反した場合
- (9) 共済事故発生の際の調査を妨害したとき



#### 10 告知義務違反による共済関係の解除

加入申込みの際に、故意若しくは重大な過失により事実の告知をしなかったときや、不実の告知をしたときは、共済関係を解除することがあります。

#### 11 共済掛金不払いによる共済関係の解除

次に掲げる事由がある場合には、共済関係を解除します。

- (1) 正当な理由がないのに払込期限までに共済掛金の払込を遅滞したとき
- (2) 共済掛金の分納をする場合において、第1回目の所定の共済掛金の払込を遅滞したとき

#### 12 重大事由による共済関係の解除

次に掲げる事由がある場合には、共済関係を解除します。

- (1) 共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと
- (2) 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと
- (3) その他、共済関係の存続を困難とする重大な事由

#### 13 共済責任期間中の通知義務

共済責任期間中に加入申込みのときと異なる次のような事実が発生した場合には、速やかに組合に連絡願います。加入者がこの義務を怠ったとき、共済金をお支払いできない場合や契約を解除・失効しなければならなくなる場合もありますので、特にご留意願います。

- (1) 加入した果樹を譲渡し、伐倒し、若しくは高接ぎしたとき
- (2) 加入した果樹についての栽培方法を、加入した細区分に適用されるものに係る栽培方法以外のものへ変更したとき

#### 14 その他の重要事項

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行なって危険分散を図るなど、共済金の確実な支払ができる仕組みをとっておりますが、組合の財務状況によっては、お支払いする共済金の金額が削減されることがあります。

○ 連絡先：NOSA I 宮城 ○○支所 電話：000-0000